平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九七九
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九七九
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七六
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六〇
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八一
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九八三
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五七
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九四九

別表第二第十八号中「以後」を「から昭和二十四年四月一日までの間」に改め、同表に次の一号を加える。

十九　昭和二十四年四月二日以後に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一

別表第三昭和二十三年四月二日以後に生まれた者の項中「以後」を「から昭和二十四年四月一日までの間」に改め、同表に次のように加える。

昭和二十四年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第八条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号。附則第四条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

五　平成二十八年度	
昭和十五年度	七六九・一四五
昭和十六年度	六四七・二七〇
昭和十七年度	六三二・六九五
昭和十八年度	六〇五・九八八
昭和十九年度	五六六・二七八
昭和二十年度	四九八・八〇五
昭和二十一年度	四四〇・五二四
昭和二十二年度	四六・五三二
昭和二十三年度	二〇・二二〇
昭和二十四年度	一〇・六一四
昭和二十五年度	七・七九九
昭和二十六年度	七・七九九